平成２２年（フ）第４７１号
大津市桐生町３丁目10番15―203号
債務者　魚岸　祐志
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９０号
滋賀県湖南市石部東１丁目２番５―301号
債務者　松原　太一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２１号
滋賀県高島市新旭町藁園1652番地
債務者　大原　聖司
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２７号
大津市木の岡町13番10号
債務者　藤井　義弘（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２８号
大津市一里山３―40―64誠伸サンハイツ103号室、住民票上の住所大津市一里山４丁目15番25号
債務者　藤原　真琴
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３８号
滋賀県草津市東矢倉１丁目１番８号、前住所大津市大平２丁目31番11―402号
債務者　藤本　誠二
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４２号
滋賀県草津市大路２丁目１番５―403号
債務者　杉山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４４号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘２丁目５番地８
債務者　木元　　登
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５６号
滋賀県湖南市石部中央１丁目３番58―502号
債務者　山本　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９１号
奈良県大和高田市田井新町９番18―510号
債務者　ジョイホームこと　中島　和也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
奈良県橿原市田中町519番地、前住所奈良県橿原市出合町186番地の７
債務者　森田　　明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
奈良県橿原市田中町519番地、前住所奈良県橿原市出合町186番地の７
債務者　森田美代子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
奈良県北葛城郡王寺町久度２丁目16番11―203号
債務者　平岡　定樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
奈良県御所市大字三室14番地の１
債務者　北村　文代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
奈良県橿原市石川町597番地の１　クレールコートツルギ103、前住所奈良県御所市864番地の10
債務者　髙橋　賀友
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
奈良県大和高田市大字東中98番地の９
債務者　片平　爲彦
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番17―201号
債務者　梅本　茂春
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
奈良県大和高田市大字市場522番地の３、前住所奈良県大和高田市大字市場795番地の17
債務者　奥田　啓子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係